

第11章 応急生活対策

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、区民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。

第1節 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

震災編 第2部第12章第5節第2「1 被災住宅の応急危険度判定」、「2 被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

震災編 第2部第12章第5節第2「3 家屋被害状況調査等」、「4 罹災証明書の交付準備」、を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

震災編 第2部第12章第5節第3「1 被災住宅の応急修理」を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

震災編 第2部第12章第5節第3「2 応急仮設住宅の供給」を準用する。

第5節 被災者の生活確保

震災編 第2部第12章第5節第3「5 被災者の生活相談等の支援」、「7 被災者の生活再建資金援助等」、「8 職業のあっせん」、「9 租税等の徴収猶予及び減免等」、「10 その他の生活確保」を準用する。

第6節 義援金の取扱い

震災編 第2部第12章第5節第2「5 義援金の募集・受付」、第3「6 義援金の募集・受付・配分」を準用する。